

Title	連続航海に関する英米の主張
Sub Title	
Author	泉, 哲
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1917
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.11, No.5 (1917. 5) ,p.655(75)- 671(91)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19170501-0075">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19170501-0075</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

が、一九一四年には伯林の變節漢等に依て世界主義の理想は無殘に裏切られたのである。吾人をして、將來世界主義的理想を實行するに方り、善意との確なる判断とが互に提掣せむことを希望せしめよ。既に海牙仲裁裁判所では、武力に代ゆるに道理の勝利を確保す可き方法が出来て居る。若し今後總ての歐洲強國が協和の意志を以て征服の意志に代ゆることに同意するやうに進むたならば、世界主義の業務は半ば遂行されたのである。

何故新歐羅巴は各國の利害を協調することを好まぬであらうか。有ゆる重立つたる思想家は、現に國民的抱負の中でも比較的健全なる分(詳言すれば同一の感情を抱ける人々の政治的合同を奨励するが如き)は、相當なる満足と與へらる可きであることを認めて居る。白耳義は以前よりも一層の光榮を以て再興せらるゝであらう。佛蘭西はアルサス・ローレンを回復せねばな

らぬ。然し佛、白國民にして賢明ならば、決して萊因の國境を欲求せぬであらう。波蘭(一七七年の波蘭)は假令露帝宗主權の下に立つにせよ、民政上の自由を獲て復活す可きである。伊太利亦トレンチノ及びトリエストに於ける同國人の回收を遂ぐ可きも、若し伊國にして賢明ならば、進むで東方のスロヴェン人やスラヴ人の領土を併合しないであらう。澳地利の問題や東方の問題は一層難題であるが、然し是等の問題も國民主義や權利の平等を基礎としたる聯邦制度に依て決定せらるゝであらう。マセドニアの紛糾も關係ある諸國民の喧囂なる代表者の手に於てせず、列強の任命したる委員に依て決定せられねばならぬ。アルバニア、勃牙利、コンスタンチノーブルに關する諸問題に就ては、注意深き人は今に於て臆斷を下さないであらう。何となれば、是等の問題は主として時局の進捗に隨て決定せられねばならぬからである。此事

だけは極めて確である。即ち現に争はれつゝある問題の性質は極めて重大であるから、其解決をして徹底的ならしむ可く總ての英國人が最大の努力をせねばならぬ、決して生半可の和睦をしてはならぬ事である。五年戦争しても未だ其れよりも優しである。

余が概説したる新歐羅巴は、未だ曾て有らざる極めて幸福なる歐羅巴であらねばならぬ。實際に始めて總ての大國民が平等の條件で聯盟するであらう。若し此健全なる聯盟に反對する王朝があれば、凡て滅亡す可きことは、推察する事が出来る。其れで民政上の自由と國民的合同が遂げられたる後、反對するときには強いけれども、適當の満足を受けては弱くなる國民的本能なるものは、四海同胞と云ふ遙かに廣大で併かも高尚なる感情の中に融和して了はれねばならぬ。國民的本能なるものは畢竟此目的を達せむが爲の豫備的階段に過ぎないのである。(完)

### 連續航海に關する英米の主張

泉 哲

一九一四年七月二十八日澳洪國の對塞比亞宣戰以來茲に歐洲大亂の勃發を來し一九一五、一六兩年を経過し本年に入りて尙其終局を豫測し難きの狀を呈せり。此の終局を豫測し能はざる戰亂中に於て最も重大なる問題を惹起せる一は實に糧食物資の供給問題となり。若し交戰國の一方が巧に敵國に輸入せらるゝ物資の供給を杜絶し得ば其の杜絶せられたる一方は頗る不利の地位に起ち早晚敗退の運命に到達すべきは唯だ時の問題と化し終るべく戰爭終局の豫測又困難にあらず。されば交戰國の雙方共に對手國の沿岸を封鎖し外海よりの交通を遮斷して物資の供

給を杜絶せんと力むるなり。然るに物資供給國の最主要なるは勿論中立國にして今次戦亂に在りては米國を以て第一に推さるべからず。乃ち交戰國の敵國沿岸封鎖は直ちに米國の通商妨害を意味するものと云ふべし。米國は戦争勃發以來中立國の好地位を利用し兩交戰者に對して物資の供給に従事し益する所數十億に達す。かゝる莫大なる利益の全部ならずとも一部を交戰國一方の爲に滅殺せられんか其不満蓋し想像の外に在るべく事情の許す限りかゝる妨害を除去せんとするは米國に取りては當に其所なりと云ふべし。之れ米國が那翁戦争當時及今次戦亂に於て極力中立國の權利主張の態度に出でたる所以なりとす。雖然交戰國側より之を見る時は戦争は國家死活の岐るゝ所にして中立國に交戰國の利益を滅殺し又は權利を侵害するを許されず。米國の受くる利益は交戰状態の存續に起因するものにして戦争なかりせばかゝる利益を獲

得し得べからず、換言すれば米國の利益は歐洲戦亂の賜なりと云はざるべからず。米國の利益は交戰國の利益、權利を侵害せざる範圍内に於て收むべきものにして交戰國の權利侵害を醸成して迄も米國に利益を與ふるは交戰國の克く忍ぶ所にあらざるなり。於此兩者間利益の衝突起るや必せり。乃ち英國の獨逸沿岸封鎖宣言により米國商船の臨檢拿捕頻りなるに對し米國は強硬なる抗議の提出をなし一時は那翁戦争當時の英米關係現出の形勢を呈するやを疑はれしが遂に其事なく今日は兩者の關係頗る緩和せられて米獨間に交戰状態の成立せる今日殆んど同問題は雲煙過眼視せらるゝに至れり。されど同種問題は現戦争中再び發生し來らざるも亦他日惹起の懼なしとせず。否戦争の起る毎に重大なる問題となるや必せり。故に今日之を細密に研究し置くは交戰國中立國兩者の權利を擁護し義務を全うする點に於て要用なりと信じて疑はざ

るなり。

### 第一 英國の獨逸海岸封鎖

英國が獨逸沿岸封鎖を宣言するに至りし原因は獨逸が一九一五年(大正四年)二月四日附發布の宣言書により二月十八日以後英國周海を交戰地帯と見做し該地帯内に於て發見する敵國商船は悉く之を撃沈すべく其乗員の生命の如きは必しも保障し能はず、中立國旗は屢敵國商船の偽り掲ぐる所となるを以て眞實中立國旗掲揚の中立國船舶と雖も右地帯内に入出するものは撃沈の危険を免れ難きを豫期するを要すと聲明せるに起因す。此宣言の不條理なるは第一、敵商船たりとも悉く之を撃沈すと云ふ點にして第二、其國周海と稱するは公海にして公海封鎖は之又大いに疑問視せらるゝ所なり。明に中立國の權利を無視したるものと言はざるべからず。第三、封鎖は有效ならざるべからず。即封鎖區域に接近する船舶は捕獲臨檢の危険目睫の間に在りと

見るべき状態に置かれざるべからざるに自國の艦隊殆んど全部キール運河に封鎖せられ居る状態に在りながら如何にして英國の周圍を圍繞し居る公海を封鎖し得るやは最も疑問にして何れも國際法の條規を逸せるものと見ざる能はざるなり。

於此か英佛二國は其報復として同年三月一日獨逸沿岸封鎖の宣言をなせり。乃ち直接間接海洋を經由して獨逸に入り若くは獨逸より出づる一切の貨物を臨檢押收すべき旨を發表し同三月十六日封鎖施行手續を發布して獨逸に對する貨物の輸出入を絶對に禁壓遮斷する事とせり。其項目大要次の如し。

一、三月一日以後其出發港を出でたる凡ての商船は特別に英佛諸港へ進航する許可を受くるを要す。事茲に出でずして濫に獨逸港灣に向け航行を持続すべからず。

二、三月一日以後獨逸港灣解纜の凡ての商船

は其搭載したる貨物の儘目的港に進航するを得ず。右貨物は必ず之を英國又は聯合國の港灣に陸揚するを要す。

三、三月一日以後敵國に向け出發港を解纜する凡ての商船にして其船艙中に敵國より出で若くは敵國の所有にかゝる貨物を藏する場合は之を英國又は聯合國港灣に荷揚するを要す。

(國際法外交雜誌第十三卷第八號)

六百六十頁參照)

右宣言に基き直接間接に獨逸に向け輸出若くは全國より輸入の貨物を發見の場合には悉く該貨物搭載船舶を英佛の港灣に引致し貨物の陸揚をなし捕獲審檢所にて審理の結果敵國人所有の非禁制品は之を抑留して賣却し其代金は貯金局に寄托すべく中立國民の所有にかゝるものは之を出發港に送還するか又は差支へなき中立港に輸送するを許し獨逸より輸出せられたる貨物は

或一定期間に出發港に送還するか若くは所有者をして賣却するを許す、何れの場合にも船舶人命に何等の危害を加ふるものにあらずして出來得る限り中立國の不便を最少限度に止め以て唯だ獨逸の通商を妨壓するを目的とし獨逸宣言に比し緩急實に雲泥の差あるを見るなり。

第二 米國と抗議

右英國の宣言に對し一九一五年十二月二十四日に米國は極めて強硬なる抗議を提出せり。其抗議の要點は

一、英國の宣言は國際公法によりて中立國の承認せられ居る中立通商權を否認せるものなり。

二、諾威、瑞典、丁抹國內居住者に仕向らるる戰時禁制品は再び輸出せられざる事を同國政府保障せるを以て中立國間通商の中立船に對する干渉を制限すべき旨英國艦隊並に稅務官に訓令したるに不拘英國

政府は毫も之を實行し居らず。合法的中立港間の通商に従事する船舶及貨物に對する損害の程度は何等輕減し居らざるなり。かゝる通商に對しては交戰國は妨害すべからざるのみならず寧ろ之を保護すべきを當然とす。

三、平和は常態にして戰爭は非常態なり。故に非交戰國間の國交及通商は交戰國に危害を及ぼさざる限り妨害せらるべきにあらず。

四、英國政府の中立船及中立貨物に對する現政策は交戰國の採るべき必要手段を超越し米國市民の權利を公海に於て侵害するものにして國際法の條規に反し自己防衛の主義が要求する範圍を脱却せるもの云はざるを得ず。

五、中立港に仕向らるる戰時禁制品及非禁制品は正當なる商品なり、瑞典は銅の輸出

入を禁止せず、伊太利は同國內に輸入せらるる銅の再び他國に輸出せらるるを禁せり。然るに同國に進航する船舶は抑留若くは拿捕せらる。換言すれば正當なる通商は取扱法の不確實なるが爲に大損害を蒙りつゝあるなり。

六、條件附戰時禁制品たる食糧品其他の物資は到着地の敵國たるべしとの疑の下に之を押收さるべきものにあらず。疑問は證據にあらざり。疑は證據を構成せざるなり。疑問の場合には寧ろ中立國商業の便宜を計る解釋に出づるを至當とす。

七、臨檢搜索は固より交戰國の權利たる事は之を認むと雖も禁制品搜索の目的を以て中立船を英國港灣に引致し特種の國內法に遵ひて處理する事は國際法及國際慣例に違背す。

との諸點を擧げて極力英國の非を鳴らし之が爲

め米國産業の蒙る大損害を續説し以上諸點を除  
去して國交の圓滿を永續せん事を訴へたり。

(ロンドン、ウイクリー、タイムズ)

一九一六年一月一日參照)

右抗議の提出に先ち英國海軍の米國對歐貿易  
阻害に關し米國政府は一九一四年十二月二十八  
日附を以て抗議を試みたるが英國は之に對し一  
九一五年一月七日附第一回回答を與へ、米國同  
月十四日之に反駁を加へ二月十日英國第二回回  
答を致したり。斯の如く兩國間交渉中前述の獨  
逸政府が英國近海を交戦區域となすの宣言とな  
り報復の意味に於て英佛の對獨封鎖宣言を見る  
に至れり。而して米國政府は此英佛宣言に對し  
三月八日、同三十日、七月十六、十七日、同二十  
二日、十月二十一日質疑或は抗議を提出し英國  
其都度適宜の回答を與へたり。(國際法外交雜誌  
第十四卷第十號八九七、八百參照)されど既述  
の抗議は最も綜括的にして米國の英國に對する

不滿の全部を叙説し居るものと云ひて不可なく  
從て英佛兩國政府は之に對する回答を與ふるに  
當り數ヶ月の時日を研究の爲に費消したり。

第三 英國と回答

一九一六年四月二十四日英佛兩國政府が正式  
の回答をなすに先ち一月二十六日時の英國外相  
サー、エドワード、グレイ氏は英國下院に於て封  
鎖問題に關する討論に際し米國並に其他の中立  
國に對し一の辯解を與へ居れり。乃ち英國は中  
立國を苦痛に陥らしむるの權利なきを認むるに  
躊躇せず。中立國人の純然たる中立貨物運搬を  
妨害する權利なきは之を知るも通商に當り多少  
の不便を與ふるは避くべからざる事實に屬し吾  
人の如何ともなす能はざる所なり。吾人は敵國  
通商妨害權を拋棄し得ず。反て之を支持し飽迄  
行使せざるべからず。此權利行使に當り中立國  
に多大の不便を與へ或は通商を遲滞せしめ或場  
合に全然誤謬を生ずる事あるは蓋し止むを得

る事項に屬す。吾人が中立國に問はんと欲する  
の言は米國政府が南北戦争當時適用したる主義  
を現状態に適用し中立國通過の敵國通商を妨害  
する事を許すや否やに在り、米國にして若し公  
正なる態度を保たんと欲せば此質疑に對し承諾  
の言を與へざるを得ざるべしと。蓋し外相の言  
に南北戦争當時米國の採用したる所を今日英國  
の倣ひしに外ならずとの意なり、尙進みて米國  
通牒を批難し若し該抗議を容るゝ場合には戦時  
禁制品と雖中立國を通じて敵國に自由に輸入せ  
らるゝ事を防ぐは絶対に不可能に歸すべし。全  
然米國の抗議を容るゝ時は中立國を經由して敵  
國に入る戦時禁制品を防禦するの權を拋棄する  
の上策たるに如かず。されどかゝる事は果して  
米國政府の眞意なるや否やを疑ふ。若し交戦國  
相戦ふに當りては各自の最上武力を用ゆるの權  
あり。今日迄の戦に於ては何れも交戦國の交戦  
權自由使用の權利は國際法上認められたり。今

回も又此權利を正當に行使し居るに過ぎず。米  
國は吾人の中立貿易に干涉するを責むれ共獨逸  
の行爲は如何ぞや、獨逸は公海の一部を以て獨  
斷的に交戦區域と宣言し該區域通過の商船を無  
警告にて撃沈すべしと聲明せるにあらざや。加  
之公海に水雷を敷設し交戦國並に中立國商船す  
ら撃沈せり、中立國商船は一言の警告もなく載  
貨の如何をも調査せず仕向地の何地たるをも問  
はず中立港より他の中立港に航行中撃沈の厄に  
會し居れり。英國及英國の同盟諸國が通商を妨  
害したりと稱せらるゝが若し獨逸の行動に出で  
しならば中立國は何の言を以て之に對すべき  
か。載貨及船舶を捕獲審檢に附し乗組員の生命  
を安全ならしめ船舶に何等の損傷を與へず載貨  
又適法に査閲の後敵國に仕向られざるを證する  
に於ては船舶並に載貨の進航を許容し最も苛酷  
なる一例として或誤謬をなしたる時は相當の賠  
償を交附す。かゝる行動に出でずして載貨の性

質を檢せず生命の安全を計らず中立船を撃沈する場合には中立國は果して何と云ふべきかと。外相の意は米國は英國並に英聯盟國の中立商業阻止に對し抗議するの理由極めて薄弱なるを述べたるなり。(ロンドン、ウイークリー、タイムス、一九一六年二月四日參照)

米國の抗議提出後約六ヶ月を経て英佛兩國政府は正式に共同回答を米國に發したり。回答の主旨は

- 一、今日維持せられ居る封鎖は交戦權の行使にして合法的なり。全く國際法の精神に基く。
- 二、封鎖の目的は封鎖を有效ならしむるの範圍に於て出來得る限り中立國通商の不便妨害を尠からしむべし。
- 三、往時の海上臨檢の方法は現代の戰爭に適用不可能なるを以て勢ひ船舶は搜索せずして續航を許すか然らざれば港灣に引致

の止むなき状態に在るを以て或程度の不便妨害を中立商業に來すは避くべからざる所なり。

四、統計の示す所によれば中立商業は著しく増大し米國の和蘭及三個のスカンデナヴィヤ植民地に對する輸出額は一九一三年に九千七百萬弗なりしもの一九一五年には二億三千五百萬弗に達せり。かゝる激増は眞實中立諸國內にて消費せらるるものにあらずるは明白に事實の證する所なり、乃ち肉類を船渠労働者に委託販賣せしめ或は數千噸の貨物を其仕向地に存在せざる會社に委託し其他樂器製造者、菓子製造者、一小旅店等を以て荷受人とせしが如き、又瑞典の港灣には米國棉山積し居れど瑞典紡績家は其材料なきに苦めるは疑もなく同品の瑞典を經由して獨逸に輸送せらるるものなり。

以上に加へてグレイ卿の議會に於ける演說中に現はれたる南北戰爭當時米國の採りたる先例を引用して結論となしたり。

第四 英米主張の要旨

米國主張の要點は、第一、中立商業の自由、第二、戰時禁制品たるを否とを問はず中立港仕向の貨物は合法的商品にして交戦國は其運搬に干渉するの權利なし。第三、一般的使用品たる食物其他の貨物が敵地に仕向らるゝものと見做して之を拿捕するは疑を基礎とせるものにして證據によりて做されたるものにあらず。疑は證據にあらざるなり。かゝる場合には中立國の利益に之を解釋するを至當とす。第四、交戦國の臨檢搜索權は之を認むと雖も船舶を本國の港灣に引致するは不合理なりと云ふ諸點に歸するを得べし。

右諸點の主張が果して合理的なるや否やは國際法上の中立權に照して之を論せざるべから

ず。抑中立國と交戦國との區別は世界の或方面に於て戰爭の惹起すると同時に發生するものにして交戦國間の交通は勿論交戦状態の構成と共に或は其以前に於て斷絶せらるれど中立國と交戦國並に中立國相互の交通通商は何等の變動なく永續するを得るなり。此通商權は即中立國の權利にして交戦國は規定の慣習以上に之を妨害するを許されず。されど交戦國が互ひに相手國の交通を遮斷し軍需品食料其他の物資の供給を杜絶するは交戦國の權利にして茲に中立交戦兩國間の權利衝突發生す。此衝突を避くるが爲に交戦國は戰時禁制品、封鎖及連續航海の規則適用範圍を脱して中立商業を妨害せざるの義務を有し中立國も亦國家として交戦國の一方に對し兵器彈藥艦船等を供給し又は自國の領土を作戰計畫地に使用せしめ其他直接交戦國の利益を計るを得ざる義務を有するを以て政府が直接戰時禁制品を交戦國の一方に供給するが如き行爲は

絶對に許容せらるべきにあらざれど中立國民が個人的に武器彈藥等の戰時禁制品を交戰國に供給するの自由に對しては中立國政府は之を禁止するの責任を有し居らず。戰時禁制品及封鎖等の規則適用は交戰國の權利中に數へられ居るを以て中立國は自ら交戰權擁護の行爲に出づるの必要なく唯だ中立國人にして交戰國との通商に従事するものは停船、臨檢、搜索、若くは沒收の危険を有するに止り交戰國一方の艦船の監視を逃るゝ時は其通商の目的を完全に果すを得萬一監視に觸るゝ場合に始めて貨物船艦の沒收せらるゝ悞を生ずるなり。但し戰時禁制品、封鎖及連續航路等の諸規則に觸れざる通商は交戰國の干渉する限りにあらざるを原則とす。

米國の抗議に對する英國の辯解は交戰權の範圍に出でざるを主張し國際法の精神に準據し出來得る限り中立國商業に不便を與へざるを以て念とす。現今に於ける商船の構造上短時間に海

洋に於て搜索の不可能なるを以て之を港灣に引致せざるべからざるを遺憾とすと稱して米國の主張する中立權侵害を寧ろ否定するの意思を發表せり。即米國商船が戰時禁制品を交戰國に輸入し若しくは封鎖を侵破せんとしたる場合に於て英國は交戰國として之等を防止する必要手段に出づるの權利を有する事を主張せり。但し和蘭、瑞典、諾威、丁抹等の如き國を以て米國商人が之を貨物の仕向地と見做したる時は英國は連續航路主義を適用して間接敵國との通商を防止せしに過ぎずと云へり。

以上觀るに兩國の争點は結局戰時禁制品、封鎖及連續航路問題の三點に歸着せしむる事を得べきなり。されば兩主張の適否を稽ふるに先ち之等諸問題に關する兩國主張の沿革を究むる必要あるを信じて息まず。

### 第五 連續航路主義の沿革

十八世紀を通じ植民國は何れも植民地との貿

易を以て各自國の獨占となし他國船を全然排除したり。而して當時之を以て一の公法と見做したりき。一七五六年英國海上權優勢なりし結果佛國は自國船を以てしては植民地との通商に従事し得ざるを覺り和蘭船に特許を與へて其任に當らしめたり。於此海牙駐劄英國公使は和蘭政府に對して平時に在りて通商の權なき中立國が戰時に於て其通商をなすの權利は之を認むる能はずと通牒し英國捕獲審檢所は此通牒を勵行せり。之即一七五六年の戰爭法規として知らるゝ所のものなり。此法規に反抗したる一の宣言は一七八〇年の露國皇帝によりて爲されたり。之即武裝中立の基礎を造りしものにして中立國は交戰國の沿岸貿易をなすの權を確認せしものなり。佛蘭西革命の勃發に次で起れる歐洲戰亂は米國船船をして盛んに中立商業に従事せしめたり。と同時に一七五六年の法規を復活せり。以之米國船船は其適用を回避せんが爲めに佛國植民

地の産物を米國本土若くは其他に輸入し後更に歐洲又は其他の植民地に輸出の形式を採れり。於是種通商防止の目的を以てサー、ウィリアム、スコットは今日所謂連續航海主義として知らるゝ規則の適用を實行せり。當時米國荷主及米國船主は平時に在りて佛國と其植民地との間の通商に従事する權を有せず、故に戰時に在りても亦之を有せざりき。然るに佛領西印度諸島の産物を一度米國に輸入し陸揚し若くは必要の輸入税を納付し而して後更に他の船船により之を佛國に輸出する時は是れ中立國たる米國と交戰國たる佛國との通商にして全く中立國民の權利に屬すべし。されど事實は全然佛領西印度と佛本國との通商に外ならず。サー、ウィリアム、スコットの連續航海主義は單に形式的の輸入を以て一七五六年の法規適用を免るゝものにあらず、かゝる事實は明かに佛國と其植民地間に於ける直接通商に外ならずと見做せるなり。(モーア、

ダイゼスト第七卷三八三、四頁參照)

連續航海主義の設定を見るに至りし抑の原因はナポレオンの伯林勅令にして一八〇六年十二月二十一日の發布にかゝれり。此勅令は英國の諸島封鎖の状態に在るを宣言し英國諸島との通商交通を禁止し英國及其植民地の商品並に製造品の販賣を禁じたるものにして今に英國の獨逸海岸封鎖と敵國通商禁止を合同せるものなり(箕作元八氏大陸封鎖今昔譚、大正五年三年十五日外交時報參照)

英國は之に對抗して一八〇七年一月七日樞密院令を發し英國の入港を禁せる諸港には如何なる船舶も入港するを許さず、若し停船に應せずして航行を繼續せんと欲するものは之を法定捕獲物と見做すべしと宣言せり、其後再び樞密院令を以て英國船の入港禁止港を封鎖し敵國及其植民地の通商を禁じ此禁を犯す船舶を拿捕すべく但し英國に輸入し法定の税率を支拂ふ事は之

を許可すべしと發布せり。於此「ナポレオン」は之に對する報復として一八〇七年十二月十七日附「ミラン」勅令を發し英國の命令を遵奉する船舶は之を沒收する旨宣布せり。(同上四月一日號參照)かくの如くして中立國船舶は益々困難なる地位に立ち當時最も盛大なる通商國にして自由生産品は勿論交戰國植民地と交戰國間の交通々商の任に當り居りし米國は特に苦痛甚しきものありしなり。

米國は如上の英國中立商業干渉に對し強硬なる抗議を提出せる事數次にして其都度多少の讓歩を得たり。一七九四年從來佛領西印度の產物を中立國に運搬する事を禁止せしが此年米國に之を承認し米國西印度間の通商を認むるに至れり。米國此讓歩を解して曰く、吾人は已に佛領西印度の產物を米國諸港に輸入するの權を得たり、其輸入せるものを再び歐大陸に輸出するの自由を有す。此に權利を連續的に行使するは何

等の誤りなきを確信すと。英國の主張は之に反し西印度より米國に對する輸入は之を認むと雖も西印度より歐洲に對する輸出は即之を禁せり。右訓令は許可と禁止の二要素を包含すと主張せり。一七九八年英國尙一層の讓歩をなし敵國植民地より歐洲に向け該植民地生産品を積載せる中立船舶は拿捕せらるゝ事なし。但し其生産品は中立貨物にして中立國若くは英國の港灣に赴くものに限る。而して歐大陸との通商は凡て英國を経由するを要すとせり。此訓令は敵國植民地生産品を直接英國に輸入し得る事と定めたるを以て米國に寄港の必要なに至りしが英國商人は米國人と相謀り不正の利益を壟斷せるを以て一八〇三年の戰爭開始と同時に新訓令を發し敵國植民地の產物を中立國船によりて歐洲に運搬するを許可せしも英帝國港灣を以て寄港地と定めたる條項を削除したり、固より其生産品及船舶は中立國民に屬し其中立國に輸入す

る場合に限るは勿論なりとす。然るに米國は之を以て満足せず英國樞密院令の撤廢を要求して止まざりき。當時英國は米國と干戈を交ゆるの不可を覺り一八一二年六月二十三日該樞密院令の撤廢を斷行せり。之より先き米國は英國に對し宣戰の布告をなし遂に一八一二年英米戰爭の惹起を見たり。今日一八一二年の法規として知らるゝ主義は交戰國が敵國と通商するの自由は交戰國の認許に基くものなり。尤も中立國の通商を禁ずるを得ざれど敵を利するの故を以て之を妨害し得るなりとの説にして十八世紀の始めに當り連續航路主義は海法の一部となり一般に承認せらるゝに至れり。(ナインチーンズ、センチュリー一九一六年九月十月十一月號所載交戰國と中立國參照)

以上は連續航路主義發達の沿革なるが同主義は戰時禁制品にのみ適用せるものにあらず、敵國に對する物資供給の遮斷を以て目的とするも



のなり。戰時禁制品なる語は比較的近代の語にして往時の戰爭に於ては交戰國は互ひに中立國との通商を全然禁止せんと力め交戰權を餘りに重大視したる結果中立權を無視したる事實なきにあらず。戰時禁制品なるものを設け商品を直接戰時に關係するものに制限したるは取りも直さず中立權認識の結果に外ならざれど叙上の米國の主張に至つては餘りに中立權を主張し過ぐるの憾ありと云はざるべからざるなり。

第六 結 論

英國が獨逸沿岸を封鎖するに當り第一に問題惹起したるは地形上中立國沿岸をも封鎖せざるを得ざる點に在り。若し英國にして中立國沿岸を封鎖せずとすれば封鎖の目的は達し得られず、直接獨逸沿岸封鎖に止る時は丁抹、和蘭、瑞典、諾威を通じて獨逸に物資の供給自由なるの狀態に在るを以てかゝる態度に出でたるなり。然るに中立國を封鎖する事は國際法上未だ

許容せられざる事項に屬し居るを以て封鎖の眞目的たる敵國物資供給柱絶を全うせんと欲せば他の方法を採用せざるべからず。連續航海主義の適用は最も機宜に適したるものと云ふべきなり。此主義は戰時禁制品の中立國に仕向らるゝものに對しても亦適用し得べく英國に取りては最も便利なる主義なりと信じて疑はず。

凡そ封鎖は之を兵事封鎖と商事封鎖に區別するを得。兵事封鎖は敵國の艦隊、船舶を港灣内に封鎖して其出動を防止するを以て主要なる目的となし獨逸艦隊が「キール」乃至「ヘリゴラン」に蟄伏し居るは此兵事封鎖の結果なり。然るに戰爭の終結を速かならしめん爲に食料品並に産業原料其他商品の供給を防止する目的を以て行ふ封鎖は之を商事封鎖と稱す。而して中立國に最も影響を及ぼすは此商事封鎖にして中立權と交戰權の衝突も亦此所に伏在す。國際法上封鎖は何れの場合にせよ有力ならざるべからず。

少くとも封鎖線に近づく船舶に危険ならしむる狀態を維持するに足る所謂實力的封鎖線の設定を要す。若し封鎖侵破の場合生せんか船舶及其載貨は直ちに沒收せらるべきなり。但し載貨の荷積人其載貨積載の時事情を知らざりし事を立證するに於ては茲に始めて其沒收を免るべきなり。(一九一六年七月八日に廢止の倫敦宣言第二十一條の規定中にも含まれ居れど國際法上一般に認めらるゝ所なり) 然るに英國樞密院令及佛國訓令は載貨の全部を沒收する事なく戰時禁制品たらざる物資に就きては捕獲審檢所の正當と認むる條件の下に還付又は買收をなす事と定め或場合荷主が其貨物を再び敵國に輸送せざる宣誓の下に之を荷主に還付し又は相當の代價を以て買收する事を得る旨をも定めたり。船舶も亦多量の戰時禁制品搭載輸送等の場合を除き之を沒收せざる事となせり。之等の諸點を稽ふるに何れも中立國人に有利にして普通封鎖條件とは

大いに其趣を異にす。其他封鎖區域、封鎖開始の事實等の通告、中立船舶退去の猶豫期間等の規定を設けざるが如き何れも通常の封鎖とは異り且又中立國に向ふ船舶に對しても亦效力を及ぼす點など特異の現象にして從來の封鎖と對比し極めて變則のもの云はざるべからず。されど一方より觀察すれば最も進歩せる封鎖と見るを得べく中立國の權利を尊重すると同時に兵器の發達即水上飛行器、無線電信、潛航艇、快速巡洋艦等の出現せる今日舊來の封鎖規則適用の不可能なるは言を俟たざる所なり(立博士著戰爭と國際法、擬似封鎖參照) 戰時禁制品の如きも戰闘機器發達と共に複雑となり従て種類亦多様となり在來の禁制品と條件附禁制品との區別も大いに不明瞭となれり。之れ單に中立國の利益を擁護する點に於てのみ必要にして交戰國に取りては敵國に輸出入せらるゝ凡ての物資を以て禁制品とするを便とするは往昔に於けると毫も

異なる所を見ざるなり。殊に今日の歐洲に於けるが如く交戦國の數遙かに中立國に凌駕する場合に在りては交戦國の勢甚極めて大なるものあるべく禁制品と非禁制品の別は寧ろ無きに如かざるを思はざる能はざるなり。

現戰爭に於て戰時禁制品は連續航路主義の適用により大いに其効果を擧げつゝありと稱せらる。英國の對米回答に記載しあるが如く中立國の輸入軍需品は戰前に比し莫大の増加を示せり。殊に棉花の如きは瑞典諸港に山積せるに拘らず瑞典の機織工場は材料に苦みつゝあり。之疑もなく獨逸に輸出せらるゝものにして一時中立港に揚陸し之によりて封鎖侵破若くは戰時禁制品に對する處罰を回避するに外ならずと推測せらる。英國が此種の商業に對し連續航路主義を適用して中立國內の通商を防止する事は正當なる交戦權と見るべきものなり。米國に於てさへ公平なる意見を持つる人々は米國政府の抗議

を以て正當なりとは認め居らず。英人が主張するが如く交戦國は何れも國家の生死を略して戦ひつゝあるものなれば中立國の單純なる利益の爲に交戦權を拘束するが如きは國家として忍ぶ能はざる所なり。若し米國の主張をして英國の全部認容する所とならんか戰爭は益々永續すべきも短縮せらるゝの理なし。のみならず英國の地位をして大なる危險に陥らしむべく到底英國の晏如たる能はざる所なり。況んや英國及聯合國は中立國の待遇には最も寛大の處置を採り從來の嚴格なる封鎖規定を採用せず極めて中立權侵害を避くるの態度に出で居れるに於てをや。之れ疑もなく中立國民の權利を尊重し其感情を害せざらんとしたる結果に外ならず。と單に英國及聯合國の立脚地より云ふに非ずして凡ての交戦國が中立國に對し英國同様の態度に出づる事は世界慣習法たる國際法の精神に違反するものとは云ひ得ざるべきなり。唯だ獨逸は敵國に

對しては勿論中立國に對しても亦非人道的行動を採り國際慣例を無視せり。此行爲に對しては文明諸國は戰爭中は固より戰後に於て嚴に之を責むるの決心なかるべからざるなり。

最後に連續航路主義の適用に際し多少問題となるべきは和蘭の如き交戦國と陸續き中立國が他の中立國より戰時禁制品を輸入し又獨逸の商品を輸出するに當りて此主義を適用し得るや否やに在り。元來連續航路主義なるものは其文字の示すが如く水上の交通を意味し陸上に之を適用し得るやは疑問なるが此主義の精神に至りては水上と陸上との區別存すべからざるを以て和蘭にて事實要せざる軍需品の和蘭に向ひて莫大に輸送せらるゝ時は其終局の到着地を以て敵國に在りと見做し其輸送を防止するは敢て不可なきを信じて疑はず。何れにせよ戰後の平和會議又は特殊の國際法會議に於て戰時法規の大改訂を要する點多々ある事は言を俟たずと斷言して憚ざるなり。(大正六年四月六日稿)

### 國際關係の將來

松 崎 壽

現戰爭は世界史上未曾有の大亂なる丈け、物質上精神上文明の進歩に與へたる打撃も亦甚大なるものあるべきが故に將來に於ては再び斯くの如き災害の勃發を防止して國際關係の圓滑を計るの要あるは蓋し何人も疑はざる所なるべし。是れを以て各國の思想家中には早くも斯る見地に立ちて戰爭の終結せざる今日より、已に戰後に於ける平和持續の方法に關して云爲するもの昨今續々相出づるの状況を看るに至れり。前號及び本號に於て占部教授の紹介せるホールランド、ローズ氏の所論の如きは明かに叙上のヒントを包含せるものなるが、今予が第一節を抄譯せんとする英國ペルファスト大學經濟史講師コンラード・シル氏 (Conrad Gill) の新著 National Power and Prosperity, 1916 も亦實に此種の著作に關するもの、一なりとす。シル氏著書の全般は既に本年一月號の史學雜誌に於て村川(堅固)博士が其概目を紹介せられたるが故に、重ねて贅するの必要なしと雖も、要するに氏の所説は國際反目の原因を、十六世紀以